秋田県告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成27年 2 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の 種 類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	秋ノ宮小安温泉線	湯沢市高松字泥湯沢1番1地先内		5. 40~7. 20	0.040
	新	秋ノ宮小安温泉線	A	"	5. 40~7. 20	0.040
			В	11	5.50~6.00	0.028

- 2 供用開始の期日 平成27年2月6日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成27年2月6日から同月20日まで